

○日田市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭から排出された生ごみの堆肥化を推進することで、ごみ減量による処理経費の削減及びリサイクルによる資源循環をより一層促進することを目的に、生ごみ処理機等の購入に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとし、日田市補助金等交付規則(平成9年8月1日 日田市規則第36号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において生ごみ処理機等とは、生ごみを減量化若しくは、堆肥化する機能又はその両方の機能を備えた機器等(大型の業務用機器やディスポーザー型を除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、生ごみ処理機等の購入を予定する者であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ居住している個人又は市内の自治会であること。(事業所を除く。)
 - (2) 生ごみ処理機等を活用し、家庭から発生する生ごみの減量化又は堆肥化に継続的に取り組む意思があること。
 - (3) 当該補助金の交付の日から起算して、5年以内に当該補助金の交付を受けた世帯に属しない者であること。
 - (4) 同年度中に「日田市生ごみ処置容器支給事業」の支給を受けていない世帯であること。
- 2 自治会が補助金の交付を申請する場合は、当該申請に係る生ごみ処理機等の帰属が個人であるか自治会であるかを明確にすること。
- 3 前項の規定にかかわらず、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と交わりを持つ者が行う補助事業に対しては、この補助金の交付の対象としない。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、交付申請をする日が属する年度に補助金の交付手続きを行い、未使用品の生ごみ処理機等(中古品および転売品を除く。)を購入する事業とする。

- 2 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に伴う生ごみ処理機等1台の購入に要する経費(消費税込み)とし、脱臭剤その他の別売品の購入費や配送料、メーカー保証とは別の長期保証料、設置にかかる諸経費等は対象外とする。
- 3 補助金の額は、補助対象経費の額(ポイント等による減額がある場合は、減額後の額とする。)に、3分の2を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。)

とし、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる額を上限とする。

- (1) 電力使用型 40,000円
- (2) 非電力使用型 15,000円

(補助条件)

第5条 補助金の交付条件は次のとおりとする。

- (1) 生ごみ処理機等の使用にあたっては、近隣者等に迷惑が掛からないよう設置場所や使用時間等に配慮し、苦情・事故等が発生したときは、自らの責任で処理解決すること。
- (2) 生成物（堆肥等）が生じる生ごみ処理機等にあつては、当該生成物の有効活用に努めること。
- (3) 補助金の交付を受けた生ごみ処理機等については、安易な譲渡や転売は行わないこと。
- (4) 生ごみ処理機等の使用状況について、市長が調査し、又は報告を求める場合には、当該調査又は報告に応じること。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 日田市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 生ごみ処理機等の金額、形状・容量・機能等がわかる見積書又はカタログ等
- (3) その他市長が必要と認める書類等

2 自治会が申請する場合は、前項の書類に加え、対象者調書(様式第2号)を添付すること。

(補助金等交付決定通知書の交付)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金交付の可否を決定する。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは、日田市生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付の決定を受けた申請者は、補助金の交付を請求する時は、同項の規定による通知を受けた日から60日以内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 日田市生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書（様式第4号）
- (2) 前条第2項の規定により交付を受けた決定通知書の写し
- (3) 生ごみ処理機等の購入に係る領収書の写し（購入価格、購入日が記載されたもので、申請者の氏名が記載されたもの。ただし、クレジットローンによる支払いや、その他の事情により領収書が発行されない場合等においては、販売店からの購入証明書やその他購入が確認できる書類を添付することとする。）

- (4) 生ごみ処理機等の設置が確認できる写真
- (5) 振込先通帳の写し（口座名義人、通帳番号がわかるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類等

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の書類を受理した後、補助金を交付するものとする。

（交付の取消し及び返還）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、補助金交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱又は補助金の交付決定条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか補助金の交付が不相当と認められるとき。

（交付申請の受付停止）

第11条 市長は、補助金の交付申請を先着順に受け付けるものとし、当該申請に係る補助金の額が予算の範囲を超えると認めるときは、当該申請の受付を停止することができる。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。